

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成25年12月24日

佐賀県収用委員会会長 江 崎 匡 慶

- 1 起業者の名称 佐賀県
- 2 事業の種類 伊万里都市計画道路事業 3・4・9号 八谷搦駅前線
- 3 裁決手続開始の決定事項

(1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在：伊万里市新天町字浜ノ浦

地番	地目		地積 (㎡)		決定した土地の 区域の地積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
581番1	宅地	宅地	82.37	82.36	28.15 (注)

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図の  
(581-1収用)のとおりである。(別図は省略し、その図面を佐賀県収  
用委員会に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人 (亡) 溝江 又吉

上記相続人 持分36分の6 溝江 浩 大阪市東淀川区菅原2丁目13番  
11-303号

上記相続人 持分36分の6 山崎 恵子 伊万里市大坪町乙4526番地

上記相続人 持分36分の3 溝江 ミツエ 伊万里市新天町581番地の  
1

上記相続人 持分36分の1 溝江 孝秀 小城市牛津町柿樋瀬94番地7

上記相続人 持分36分の1 溝江 亜紀子 東京都渋谷区代々木4丁目  
34番10号 Z E S T Y 代々木102号

上記相続人 持分36分の1 池田 光二 伊万里市南波多町原屋敷1716

番地 3

上記相続人 持分36分の6 溝江 亮治 奈良県桜井市朝倉台西4丁目  
1093番地の231

上記相続人 持分36分の6 廣 加代子 西松浦郡有田町立部甲221番  
地 3

上記相続人 持分36分の6 高橋 久美子 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸  
6丁目7番1号

(3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
(亡)溝江孝吉 上記相続人 溝江孝秀	小城市牛津町柿樋瀬 94 番地 7	使用借権
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号	使用借権
西日本電信電話株式会社	大阪市中央区馬場町 3 番 15 号	使用借権
伊万里ケーブルテレビジ ョン株式会社	伊万里市立花町 1542 番地 8	使用借権

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 25 年 12 月 10 日